

## 福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金 交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、自立・分散型の再生可能エネルギーシステム（以下「再エネ設備等」という。）を導入し、これらが創出するエネルギーを県内事業所や地域で有効活用することにより、自家消費型再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーの地産地消を推進するため、再エネ設備等の導入を検討する上で必要となる、調査を実施する事業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）及び福島県特定原子力施設地域振興交付金交付規則（平成27年経済産業省告示第59号。以下「交付規則」という。）並びに、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自立・分散型の再生可能エネルギーシステム（再エネ設備等）

自家消費型再生可能エネルギー発電設備、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備、水素エネルギー供給設備をいう。

二 自家消費型再生可能エネルギー発電設備

自家消費を目的として、対象設備において平時に消費するエネルギー量にあわせて、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及びこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として、永続的に利用することができるものと認められるもの等を電気に変換する設備を指す。

三 自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備

自家消費を目的として、対象施設において平時に消費するエネルギー量にあわせて、太陽熱、バイオマス熱、その他温度差エネルギー利用（地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等（廃熱等の未利用熱を除く。)) を利用する設備を指す。

四 バイオマス

本事業における「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を指す。

五 水素エネルギー利用設備

実質的に再生可能エネルギー由来の電気等で水を分解して水素を製造、貯蔵し、それを燃料として燃料電池で電気と熱（温水を含み、システム内利用も可。）を供給する設備を指す。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の補助対象事業は、別表1に掲げるいずれか、またはすべての事項に

ついて調査する事業とし、当該事業により得られた成果については、補助事業者が実施する再エネ設備等の導入に向けた検討に活用するものとする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象者は、県内市町村及び次に掲げる者とする。

- 一 民間企業
  - 二 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
  - 三 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- 2 次の各号の要件を満たすこと。
- 一 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
  - 二 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
  - 三 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
  - 四 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - 五 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業でないこと。
  - 六 関係法令等に違反していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 この補助金の補助対象経費及び補助金の額は別表2のとおりとする。

(補助金交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付申請書（様式第1）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- 一 事業実施計画書（様式第1 別紙1）
- 二 収支予算書（様式第1 別紙2）
- 三 申請者構想等説明書（様式第2）
- 四 その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、正本1部、副本（コピー可）4部とする。

4 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の

規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付の決定の通知)

第7条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書又は第9条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 知事は、前項の決定に関して必要な条件を付すことができる。
- 3 知事は、前条第4項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない(ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、その限りでない)。
- 5 知事は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する、別に定める軽微な変更は、補助対象経費が20%以内の減額であるものとする。

- 2 県は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又はその職員に補助事業者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 補助事業者は、事業に遅延が生じた場合は、直ちに県に報告(様式第7)を行うとともに、県から指示のあった場合、事業の遂行状況について報告(様式第8)を行わなければならない。
- 4 県は、前項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本規程、公募要領(以下「法令等」という。)、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 5 補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理し、帳簿及び証拠書類の管理については、次に掲げる方法によるものとする。
  - 一 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした様式第9による補助金調書を作成し、当該予算及び決算について証拠書類を整備し、かつ、当該補助金調書及び証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合はその承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

## 二 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

### （変更の承認）

第9条 規則第6条第1項第1号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金変更承認申請書（様式第5）又は中止（廃止）承認申請書（様式第6）を知事に提出しなければならない。

### （申請を取り下げることができる期限）

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

### （実績報告）

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金完了実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 一 事業実施結果書（様式第11号の別紙1）
- 二 収支決算書（様式第11 別紙2）
- 三 経費の使途及び目的が明確に把握できる証拠書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく変更の承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

### （補助金の交付の請求）

第12条 補助事業者は、前条第2項の通知を受け、補助金の交付を受けようとする場合は、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付請求書（様式第13）を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 補助事業者は、県から指示のあった場合、速やかに報告(様式第14)を行わなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月24日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表1 (第3条関係)

調査事項
<p>1 対象施設における再生可能エネルギーの整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 再エネ設備等の導入状況把握</li> <li>(2) 再エネ設備等の追加ポテンシャル検討</li> </ul>
<p>2 市町村内の特定地域におけるエネルギー需要（消費）の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設等におけるエネルギー利用及び設備状況の把握</li> <li>(2) その他需要家（企業や家庭を含む）の状況調査</li> </ul>
<p>3 自立・分散型エネルギーシステムの事業モデル検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 候補地域、想定する再エネ設備等及び需要家の選定</li> <li>(2) エネルギー管理システムの在り方検討</li> <li>(3) 需要家の意向把握</li> <li>(4) 事業規模及び実施体制の検討</li> <li>(5) 実現に向け、更なる検討が必要となる課題等の整理</li> </ul>
<p>4 上記の外、自立・分散型エネルギーシステムの検討に資すると期待できる事項</p>

別表2 (第5条関係)

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容	補助金の額
業務費	業務費	諸謝金	事業を行うために直接必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。	補助率 2/3  上限3,000 千円
		旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。	
		印刷製本費	事業を行うために直接必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。	
		通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等をいう。	
		手数料	事業を行うために直接必要な試験・検査手数料、収入印紙(許可申請に添付するもの)等をいう。ただし金融機関に対する振込手数料の計上は不可とする。	
		委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託を要する経費をいう。	
		使用料及賃借料	事業を行うために直接必要な機器、設備の借用、会議に係る会場使用料等(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。	
		消耗品	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。	
		その他必要な経費	知事が承認した経費をいう。	

※ 食糧費、人件費(社会保険料、給与・職員手当等)は補助対象外

福島県知事 様

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付申請書  
福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容  
別紙1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費  
別紙2 収支予算書のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日  
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名  
  
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名  
  
(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）
- 7 その他参考資料



事業実施計画書

団体名		
事業名		
実施予定年月日	交付決定日 ～ 年 月 日	
事業目的	※申請事業の目的、ねらい等を記入	
事業内容	※具体的な調査内容や項目、地域との協議の形式等	
二酸化炭素削減効果 ※目標値	年間 CO2 削減量 (t-CO2/年)	
	CO2 削減コスト (円/t-CO2)	

収支予算書

1 収入の部 (単位:円)

区 分	予算額	調達先等
自己資金	円	
借入金	円	
その他	円	
県補助金	円	
合 計	円	

2 支出の部 (単位:円)

費用	総事業費 (税込)	補助対象経費	補助金の額
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合 計	円	円	円

※交付要綱別表に基づき、費目ごとに記載すること。

※事業費の積算内訳表 (任意様式) を添付すること (交付要綱別表の費目毎の積算が分かるもの)。

※積算根拠となる見積書等を添付すること (交付要綱別表の費目毎の積算が分かるもの)、写真等を添付すること。

## 申請者構想等説明書

1 申請者情報			
① 事業名			
② 事業者名			
③ 担当者 職、氏名、連絡先			
④ 事業実施場所			
2 申請者の構想等の概要			
① 構想等の名称 ・予定の場合は仮称を記載すること。			
② 構想等の作成年 ・有の場合は、 <u>該当部分について、申請書に添付</u> すること。	有	作成年度	実施期間 ～
	無	作成予定年度	実施期間（予定） ～
③ 構想等の概要 ・カーボンニュートラルの実現等に向けた目標、取組内容、スケジュール等を、具体的な数値を入れて記載すること。			
④ 申請事業の構想等への効果 ・構想等の目標と取組を具体的に示しながら、明確性及び計量性を有する説明を記載すること。			

様式第3（第7条第1項関係）

福島県指令 第 号

住所

氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和 年度福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）（以下「規則」と言う。）第6条第1項及び令和 年度福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」と言う。）第7条の規定により、金 円を交付します。

ただし、交付にあたっては、交付規程第6条第2項の規定に基づき下記の条件を付します。

令和〇〇年〇月〇日

福島県知事 〇〇 〇〇

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、令和 年 月 日付け第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、福島県特定原子力施設地域振興交付金交付規則（平成27年経済産業省告示第59号）、規則、交付要綱の定めるところに従うこと。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から10日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第6条第4項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第4（第7条第1項関係）

福島県指令 第 号

住所

氏名

令和 年 月 日付け第 号で変更交付申請のあった福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）（以下「規則」という。）第5条第1項及び福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付要綱第9条の規定により、令和 年 月 日付け第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知します。

令和〇〇年〇月〇日

福島県知事 〇〇 〇〇

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号変更交付申請書のとおりである。
- 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助事業に要する経費	金	円	変更前補助金の額	金	円				
変更後補助事業に要する経費	金	円	変更後補助金の額	金	円				
増	減	額	金	円	増	減	額	金	円
- 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、令和 年 月 日付け第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、福島県特定原子力施設地域振興交付金交付規則（平成27年経済産業省告示第59号）、規則、交付要綱の定めるところに従うこと。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から10日以内とする。
- 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第6条第4項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

福島県知事 様

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業の計画を下記のとおり変更したいので、福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業補助金交付規程第7条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
  
- 2 変更の内容
  
- 3 変更を必要とする理由
  
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響
  
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1別紙1に変更後の内容を記入して添付すること。

2 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記入して添付すること。

番 号  
年 月 日

福島県知事 様

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金中止（廃止）承認申請書  
令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金を下記のとおり中止（廃止）したいので、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付規程第7条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
  
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
  
- 3 中止（廃止）の予定年月日
  
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
  
- 5 中止（廃止）後の措置
  
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記入した書類を添付すること。

福島県知事 様

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金の遅延について、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付規程第7条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。



福島県知事 様

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度福島県福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金遂行状況報告書  
令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金の遂行状況について、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付要綱第7条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助対象経費の区分等

補助対象経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
合計			

2 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第9（第8条第5項第1号関係）

令和 年度福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金調書

（市町村名： ）

福島県所管

（単位：円）

県		市町村								備考
交付決定 の額	補助率	歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助 金相当額	支出済額	うち補助 金相当額	

- （注1） 1. 事業区分が複数にわたる場合は、各事業区分ごとに分けて記入し、その事業区分を「備考」欄に記入する。  
 2. 「市町村」の科目は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入する。  
 3. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入する。  
 4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入する。
- （注2） 請負契約その他の契約を締結したときは①予定価格見積調書又はこれにかわるべき書類、②競争公告又はこれにかわるべき書類、③入札書及び入札経過調書又はこれにかわるべき書類、④契約書又はこれにかわるべき書類（工事請負契約書には当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。）等の関係書類を5年間整理保存しておくものとする。

福島県知事 様

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金について、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額 (要綱第11条第1項による額の確定額)  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  - (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

注1 別紙として積算の内容を添付すること。

福島県知事 様

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金完了実績報告書  
令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金を完了（中止・廃止）しましたので、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日  
金 円（ 年 月 日 番号）  
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業の実施状況  
別紙1 事業実施結果書のとおり
- 4 補助金の経費収支実績  
別紙2 収支決算書 のとおり
- 5 補助事業の実施期間  
令和 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

事業実施結果書

団体名		
事業名		
実施年月日	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業内容		
事業内容の成果		
二酸化炭素削減効果 ※推計値	年間 CO2 削減量 (t-CO2/年)	
	CO2 削減コスト (円/t-CO2)	

収支決算書

1 収入の部 (単位:円)

区 分	決算額	調達先等
自己資金	円	
借入金	円	
その他	円	
県補助金	円	
合 計	円	

2 支出の部 (単位:円)

費用	総事業費 (税込)	補助対象経費	補助金の額
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合 計	円	円	円

※交付要綱別表に基づき、費目ごとに記載すること。

※事業費の積算内訳表 (任意様式) を添付すること。

※経費の使途及び目的が明確に把握できる証拠書類 (領収書又は支払を証する書類の写し等)、  
写真等を添付すること。

様式第12（第11条第2項関係）

第 号

令和 年度福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金 交付額確定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金（脱炭素×復興まちづくり推進事業）については、令和 年 月 日 付け 第 号の完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付要綱第11第1項の規定により通知する。

令和 年 月 日

福島県知事

記

確 定 額 金 円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、適正化法第18条第2項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第13（第12条関係）

番 号  
年 月 日

福島県知事 様

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金の支払を受けたいので、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 請求金額 金 円
- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）



番 号  
年 月 日

福島県知事 様

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金定期報告書

令和 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった令和 年度福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金について、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり定期報告します。

記

- 1 策定した計画の概要
- 2 今後の予定及び事業スケジュール
- 3 設備導入までの課題及び解決方法
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  - (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)